

令和4年度

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等に対する緊急対応について

(私費外国人留学生は対象外)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生に対して、日本学生支援機構が以下のとおり支援策を実施することとなりました。

申請を希望する方は、手続きの案内と必要書類を配布いたしますので、申請期限までに奨学金担当窓口まで申し出てください。

1. 緊急特別無利子貸与型奨学金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト収入が大幅に減少した学生を対象として、第二種奨学金の月額を実質無利子で貸与できる場合があります。

《対象者の要件》

- ・第二種奨学金の基準を満たしていること
- ・第二種奨学金の貸与を受けていないこと（予約採用候補者も対象外）
- ・家庭から多額の仕送りを受けていないこと
- ・生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
- ・学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少したこと（「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の実施区域になったこと等により、令和4年度において新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が50%以上減少した。予定していたアルバイトにつけず見込んでいた収入が得られなくなった等）

《提出書類》（担当窓口で配布）

「緊急特別無利子貸与型奨学金の提出書類について」に詳細を記載

《申請期限》

最終申請期限は令和5年1月24日（火）

2. 卒業予定期を超えて在学している者に係る第二種奨学金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、卒業予定期を超えての在学している学生については、第二種奨学金を新規に申し込みできる場合があります。

《対象者の要件》

- ・第二種奨学金の基準を満たしていること
- ・第二種奨学金の貸与を受けていないこと
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、就職の内定取り消しを受けたこと又は就職先がきまらなかった等で、やむを得ず卒業予定期を超えて在学することとなった者
新型コロナウイルス感染症の影響以外の事由により、卒業予定期を超えて在学する者は対象とはなりません。
新たな卒業予定期が2023年3月以前の者が対象です
- ・令和3年度に同制度の支援を受けていないこと

《提出書類》

在学定期採用と同じ

《申請期限》

在学定期採用と同じ

3. 休学者に係る第二種奨学金

第二種奨学金の貸与を受けていない学生で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、今年度中に休学しボランティアに参加する等の活動を行う学生は、第二種奨学金を申し込むことができます。

希望する者は、学生生活課奨学係までお問合せください。

4. 休学中の学生を対象とした第二種奨学金の継続貸与

第二種奨学金の貸与を受けている学生で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、今年度中に休学しボランティアに参加する等の活動を行う学生は、休学中も最大1年継続できます。

希望する学生は、学生生活課奨学係までお問合せください。

5. 貸与奨学金の期日前交付（既採用者が対象）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、まとまったお金が必要となった学生への支援として、7月の貸与奨学金振込日に8月分及び9月分を期日前に振り込みます。（採用された場合、7月に7－9月分を振り込みますので、次の奨学金の振り込みは10月になります。）

《対象者の要件》

- ・ すでに第一種奨学生及び第二種奨学生として採用されている者。（令和4年度採用者を含む）
- ・ 利用している奨学金の状態によっては利用できない場合があります。
（利用できない例）
休・停止中。保留中。
給付奨学金を受給し、併給調整で貸与奨学金が0円になっている。
第一種の奨学金の事前給付を希望する場合で、併給の給付奨学金の区分が9月分まで確定していない。
人的保証から機関保証への変更手続き中又は変更予定がある。

《提出書類》

期日前交付申請書

《申請期限》

令和4年5月27日（金）

【担当窓口】

《静岡キャンパス》

学生生活課奨学係※（共通教育A棟3階） TEL:054-238-4460

人文学部学務係（夜間主コースの学生）

《浜松キャンパス》

（学部生・修士課程）

浜松学生支援課学生支援係※（S-Port 1階） TEL:053-478-1011

（博士課程）

浜松総務課大学院博士課程係※（S-Port 3階） TEL:053-478-1350

※窓口の受付時間 8:30～17:15（12:30～13:30を除く）